

- 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業実施要領（平成21年3月31日付け20農振第2188号農村振興局長通知）新旧対照表
（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">防災情報ネットワーク事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成21年3月31日付20農振第2188号 農林水産省農村振興局長通知 <u>最終改正 令和2年4月1日付元農振第3714号</u></p> <p>各 地 方 農 政 局 長 国土交通省北海道開発局長 殿 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">農林水産省農村振興局長</p> <p>第1 趣旨 防災情報ネットワーク事業<u>（以下「本事業」という。）</u>の実施 に関しては、防災情報ネットワーク事業実施要綱（平成21年3月3 1日付け20農振第2817号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」 という。）によるほか、この要領によるものとする。</p> <p>第2 事業内容 1 要綱第2の防災情報ネットワーク設備は、次に掲げるものとす</p> | <p style="text-align: center;"><u>国営造成土地改良施設</u>防災情報ネットワーク事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成21年3月31日付20農振第2188号 農林水産省農村振興局長通知 <u>最終改正 令和2年1月30日付元農振第2723号</u></p> <p>各 地 方 農 政 局 長 国土交通省北海道開発局長 殿 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">農林水産省農村振興局長</p> <p>第1 趣旨 <u>国営造成土地改良施設</u>防災情報ネットワーク事業の実施に関し ては、<u>国営造成土地改良施設</u>防災情報ネットワーク事業実施要綱 （平成21年3月31日付け20農振第2817号農林水産事務次官依命通 知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものと する。</p> <p>第2 事業内容 1 要綱第2の防災情報ネットワーク設備は、次に掲げるものとす</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>る。</p> <p>(1) <u>国営造成土地改良施設にあっては、次に掲げる設備</u></p> <p>① 防災中央データセンターの設備</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>② 各地区の設備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(2) 防災重点ため池（ただし、国営造成土地改良施設を除く）にあっては、ため池防災支援システム</u></p> <p><u>なお、ため池防災支援システムは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が共同研究グループとともに開発したシステムであり、国はシステムの知的財産権を有する農研機構及び共同研究グループと利用許諾契約を無償で締結したうえで、システムの保守運用及び改修（研究開発のためのものを除く。）を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、<u>本事業の目的を達成するために必要な設備。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> | <p>る。</p> <p>(1) 防災中央データセンターの設備</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 各地区の設備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、<u>国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業（以下「本事業」をいう。）</u>の目的を達成するために必要な設備。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> |

| 改 正 後 | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|--------|--------|------|--|--|--|--|---|-----|----|--------|------|--|--|--|--|
| <p>別紙様式第1号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農村振興局長 殿</p> <p style="text-align: center;">地方農政局長 北海道にあつては国土交通省北海道開発局長 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長</p> <p>防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策実施方針（変更注2）</p> <p>防災情報ネットワーク事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2187号農林水産事務次官依命通知）第5に基づき、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策実施方針を策定（変更注2）したので提出します。</p> <p>対象施設及び課題と対策内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">施設名</th> <th style="width: 25%;">課題</th> <th style="width: 25%;">対策種別注1</th> <th style="width: 25%;">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 対策種別には要領第2の1(1)①ア、イ、②ア、イ、ウ、(3)、(4)及び2の2(1)ア、イ、(2)ア、イ、ウのいずれかに該当するものを記載。</p> | 施設名 | 課題 | 対策種別注1 | 対策内容 | | | | | <p>別紙様式第1号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農村振興局長 殿</p> <p style="text-align: center;">地方農政局長 北海道にあつては国土交通省北海道開発局長 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長</p> <p>防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策実施方針（変更注2）</p> <p><u>国営造成土地改良施設</u>防災情報ネットワーク事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2187号農林水産事務次官依命通知）第5に基づき、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策実施方針を策定（変更注2）したので提出します。</p> <p>対象施設及び課題と対策内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">施設名</th> <th style="width: 25%;">課題</th> <th style="width: 25%;">対策種別注1</th> <th style="width: 25%;">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 対策種別には要領第2の1(1)ア、イ、<u>(2)</u>ア、イ、ウ、(3)、(4)及び2の2(1)ア、イ、(2)ア、イ、ウのいずれかに該当するものを記載。</p> | 施設名 | 課題 | 対策種別注1 | 対策内容 | | | | |
| 施設名 | 課題 | 対策種別注1 | 対策内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設名 | 課題 | 対策種別注1 | 対策内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

改正後

注2 実施方針を変更する場合は表題に（変更）を追記するとともに、文中の策定を変更に修正するものとする。

別紙様式第2号

番号
年月日

農村振興局長 殿

地方農政局長

北海道にあつては国土交通省北海道開発局長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

総合経済対策実施方針（変更注2）

防災情報ネットワーク事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2187号農林水産事務次官依命通知）第6に基づき、総合経済対策実施方針を策定（変更注2）したので提出します。

対象施設及び課題と対策内容

| 施設名 | 課題 | 対策種別注1 | 対策内容 |
|-----|----|--------|------|
| | | | |

現行

注2 実施方針を変更する場合は表題に（変更）を追記するとともに、文中の策定を変更に修正するものとする。

別紙様式第2号

番号
年月日

農村振興局長 殿

地方農政局長

北海道にあつては国土交通省北海道開発局長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

総合経済対策実施方針（変更注2）

国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2187号農林水産事務次官依命通知）第6に基づき、総合経済対策実施方針を策定（変更注2）したので提出します。

対象施設及び課題と対策内容

| 施設名 | 課題 | 対策種別注1 | 対策内容 |
|-----|----|--------|------|
| | | | |

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>注1 対策種別には要領第2の1(1)①ア、イ、②ア、イ、ウ、(3)、(4)及び2の2(1)ア、イのいずれかに該当するものを記載。</p> <p>注2 実施方針を変更する場合は表題に(変更)を追記するとともに、文中の策定を変更に修正するものとする。</p> <p>別紙様式第3号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農村振興局長 殿 (北海道及び沖縄県にあつては農林水産省農村振興局長)</p> <p style="text-align: right;">地方農政局長 北海道にあつては国土交通省北海道開発局長 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長</p> <p>防災情報ネットワーク事業実施要綱(平成21年3月31日付け20農振第2187号農林水産事務次官依命通知)第8に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> | <p>注1 対策種別には要領第2の1(1)ア、イ、<u>(2)</u>ア、イ、ウ、(3)、(4)及び2の2(1)ア、イのいずれかに該当するものを記載。</p> <p>注2 実施方針を変更する場合は表題に(変更)を追記するとともに、文中の策定を変更に修正するものとする。</p> <p>別紙様式第3号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農村振興局長 殿 (北海道及び沖縄県にあつては農林水産省農村振興局長)</p> <p style="text-align: right;">地方農政局長 北海道にあつては国土交通省北海道開発局長 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長</p> <p><u>国営造成土地改良施設</u>防災情報ネットワーク事業実施要綱(平成21年3月31日付け20農振第2187号農林水産事務次官依命通知)第8に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> |

| 改 正 後 | 現 行 |
|---------------------------------------|--|
| 令和 年度 防災情報ネットワーク事業実施状況報告書 | 令和 年度 <u>国営造成土地改良施設</u> 防災情報ネットワーク事業実施状況報告書 |
| 土地改良調査管理事務所等名 | 土地改良調査管理事務所等名 |
| 1. 事業内容 | 1. 事業内容 |
| 2. 事業費内訳（実績） | 2. 事業費内訳（実績） |
| ※地区別に記載すること。 | ※地区別に記載すること。 |
| 3. 事業の実施結果についての考察 | 3. 事業の実施結果についての考察 |
| 4. 防災情報ネットワーク事業実施要領第2で実施する内容 | 4. <u>国営造成土地改良施設</u> 防災情報ネットワーク事業実施要領第2で実施する内容 |
| ※当該設備を整備した年度において、地区別に設備名及び必要性を記載すること。 | ※当該設備を整備した年度において、地区別に設備名及び必要性を記載すること。 |
| 5. 今後の事業予定 | 5. 今後の事業予定 |

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

防災情報ネットワーク事業実施要領

制定 平成21年3月31日付20農振第2188号
農林水産省農村振興局長通知
最終改正 令和2年4月1日付元農振第3714号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

(農林水産省) 農村振興局長

第1 趣旨

防災情報ネットワーク事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、防災情報ネットワーク事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2187号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 事業内容

1 要綱第2の防災情報ネットワーク設備は、次に掲げるものとする。

(1) 国営造成土地改良施設にあっては、次に掲げる設備

①防災中央データセンターの設備

ア システム（防災中央データセンターシステム、情報提供システム等）

イ 機器等（サーバ、ルータ等）

②各地区の設備

ア システム（XML変換プログラム等）

イ 機器等（サーバ、ルータ等）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、防災情報の収集、伝達等を行うために必要な雨量計、水位計、ウェブカメラ、送信設備等の設備

(2) 防災重点ため池（ただし、国営造成土地改良施設を除く）にあっては、ため池防災支援システム

なお、ため池防災支援システムは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が共同研究グループとともに開発したシステムであり、国はシステムの知的財産権を有する農研機構及び共同研究グループと利用許諾契約を無償で締結したうえで、システムの保守運用及び改修（研究開発のためのものを除く。）を行う。

(3) 国営造成土地改良施設等が被災し、又はその可能性がある場合において、緊

急に防災情報の収集、伝達等を行うために必要な情報収集機器、通信機器、輸送機材等の設備

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、本事業の目的を達成するために必要な設備

2 要綱第2の緊急対策の内容は、1に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 非常時対応の検討

ア 国営造成土地改良施設の非常時対応のために必要な行動計画を策定する。

イ アで策定した行動計画に基づく資機材を整備する。

(2) 非常時においても国営造成土地改良施設の機能を確保するために必要な整備

ア 附帯施設の整備

管理設備（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む。）、電源設備、非常用電源装置及び放流警報設備等の附帯施設を整備する。

イ 耐水対策

水没の防止、水没した際の被害を低減させる対策を行う。

ウ ア、イの効果を確保するために併せて行う整備補修

上記のア、イの効果を確保するために併せて行う管理棟の改築や流量を適切に観測するための洪水吐の補修等の整備を行う。

3 要綱第2の総合経済対策の内容は、1及び2の(1)に掲げるとおりとする。

第3 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策実施方針

要綱第5の「農村振興局長が別に定める防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策実施方針」は、別紙様式第1号の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策実施方針とする。

第4 総合経済対策実施方針

要綱第6の「総合経済対策実施方針」は、別紙様式第2号の総合経済対策実施方針とする。

第5 事業実施状況の報告

地方農政局長等は、要綱第8に基づき、別紙様式第3号により、本事業の実施状況を、事業実施年度の翌年度の5月末日までに農林水産省農村振興局長に報告するものとする。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

農村振興局長 殿
(北海道及び沖縄県にあっては農林水産省農村振興局長)

地方農政局長
(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策実施方針(変更注2)

防災情報ネットワーク事業実施要綱(平成21年3月31日付け20農振第2187号農林水産事務次官依命通知)第5に基づき、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策実施方針を策定(変更注2)したので提出します。

対象施設及び課題と対策内容

| 施設名 | 課題 | 対策種別注1 | 対策内容 |
|-----|----|--------|------|
| | | | |

- 注1 対策種別には要領第2の1(1)①ア、イ、②ア、イ、ウ、(3)、(4)及び2の2(1)ア、イ、(2)ア、イ、ウのいずれかに該当するものを記載。
- 注2 実施方針を変更する場合は表題に(変更)を追記するとともに、文中の策定を変更に修正するものとする。

農村振興局長 殿
(北海道及び沖縄県にあつては農林水産省農村振興局長)

地方農政局長
〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

総合経済対策実施方針(変更注2)

防災情報ネットワーク事業実施要綱(平成21年3月31日付け20農振第2187号農林水産事務次官依命通知)第6に基づき、総合経済対策実施方針を策定(変更注2)したので提出します。

対象施設及び課題と対策内容

| 施設名 | 課題 | 対策種別注1 | 対策内容 |
|-----|----|--------|------|
| | | | |

注1 対策種別には要領第2の1(1)①ア、イ、②ア、イ、ウ、(3)、(4)及び2の2(1)ア、イのいずれかに該当するものを記載。

注2 実施方針を変更する場合は表題に(変更)を追記するとともに、文中の策定を変更に修正するものとする。

農村振興局長 殿
(北海道及び沖縄県にあつては農林水産省農村振興局長)

地方農政局長
(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

防災情報ネットワーク事業実施要綱(平成21年3月31日付け20農振第2187号農林水産事務次官依命通知)第8に基づき、下記のとおり報告します。

記

令和 年度 防災情報ネットワーク事業実施状況報告書

| | |
|---------------------------------------|--|
| 土地改良調査管理事務所等名 | |
| 1. 事業内容 | |
| 2. 事業費内訳(実績) | |
| ※地区別に記載すること。 | |
| 3. 事業の実施結果についての考察 | |
| 4. 防災情報ネットワーク事業実施要領第2で実施する内容 | |
| ※当該設備を整備した年度において、地区別に設備名及び必要性を記載すること。 | |
| 5. 今後の事業予定 | |
| | |